日時・場所	令和5年10月5日(木)9時00分~ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、布施政策調整部長、
	川尻総務部長、長尾市民部長、武内市民部政策監、吉田健康福祉部長、
	田中健康福祉部政策監、山本健康福祉部次長、岡崎都市建設部長、
	西村環境経済部長、馬野教育部長、事務局

# 1. 開会

#### <市長挨拶>

○市民病院整備事業について、昨日は市議会特別委員会を開催いただいた。明日は臨時会が開会される。ここで補正予算をお認めいただければ、事業を順次進めていきたい。

## 2. 議題

## 【報告事項】

①令和6年度 政策提案型事業の募集について

第2次野洲市総合計画における将来都市像を実現し、「住んでよかったまち」「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」をめざすため、主要事業以外で当該計画の推進に資することができる政策 提案型事業を昨年度に引続き募集する。

- →本事業の想定予算は。
  - →昨年度同様、具体的な額は示さない。
- →昨年度より厳しい予算編成となる中、本来必要な基礎行政の予算が削減されて、本事業の予算が 増えることよりも、現場で必要な予算を確保してほしいという思いがある。
  - →既存の事業を圧迫するような制度設計はしていない。
- →基礎行政の予算枠を緩和してほしいという意見はもっともであるが、一方で、将来を見据えて新たな政策を形成していかないと、既存事業だけでは停滞していくことになる。厳しい中でも、一定予算を確保して進めていく必要があると考えている。(副市長)
- ②令和6年度当初予算に係る枠配分額等について

市の財政状況と7月に実施したサマーレビューの内容を踏まえ、令和6年度当初予算に係る枠配 分額等について報告する。

- →扶助費について、結果として枠配分額を超えた場合は、補正対応という考え方で良いか。
  - →予算が不足した場合は補正、という対応も念頭におきながら、当初予算の考え方は、扶助費枠 を通常の予算と別立てているので、協議をさせていただきたい。
- →枠配分の考え方の一番目に、「令和5年度当初予算を細節レベルで精査し、明らかに不要な歳出 を削除」とあるが、かなり分析されたと理解して良いか。分析結果は原課に示されるのか。
  - →令和5年度の当初予算の分析、令和4年度の決算状況を見て不要な歳出か財政課で判断した。 分析結果の詳細は、原課から財政課に問い合わせていただければ説明する。
- →現時点で文化施設の集約結果が示されていないので、各施設利用予約は受付けている。施設が老 朽化している中で、来年 1 年間は運営を続けないといけないが、修繕費は予算計上できるのか。 →必要な予算については、協議の中で決めていきたい。

→今年度から一部経費を除いて全体を枠配分にすることについて、これまで以上に部全体で役割分 担を明確にし、予算の取りまとめを行うこと。

財政課と協議しながら、事務的な整理を進めるように。(副市長)

#### ③令和6年度野洲市予算編成方針について

本市は第2次野洲市総合計画に基づき、笑顔あふれる市政の実現に向け積極的に取り組んでいる。 また、令和4年3月に策定した野洲市行財政改革推進プランにおいて示すとおり、令和8年度末 までに財政調整基金及び公共施設等整備基金を一定規模、確保することを行財政改革の効果目標 としており、令和6年度予算においては、本プランを踏まえた予算編成に取り組むものとするが、 目指す将来の都市像を実現するため、重点事業については積極的に展開していく。

- →方針の中で、A I・I C T技術の積極的な活用により業務の効率化を図るなど、新たな仕組みの構築を進めるという旨の記載があるが、その関連予算を確保していくという考え方で良いのか。 →新たな仕組みの構築については、サマーレビューで特徴的な事業をあげていただき、一旦整理している。それ以外の新規事業については政策提案型事業か、枠内で検討いただきたい。なお、D X の推進等は、行革プランにおいて重点的取組事項に位置づけており、業務の効率化に向けて積極的に進める方針ではあるが、予算措置については協議していきたい。
- →重点事業について、バランスが大事だと思う。
  - →重点事業は、総合計画の各施策の主要事業の中から掲げている。
- ④令和5年第6回野洲市議会臨時会提出議案について 令和5年第6回野洲市議会臨時会提出議案として、補正予算1件を提出する。
- ⑤野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正に係るパブリックコメントの実施について現行の運用基準を見直し、法第34条第11号に基づく指定区域についても地区計画の対象区域に含められるようにすること、また、より地区計画制度の活用を図り若年層が定住できる住宅用地を確保するため住居系の類型の面積要件の緩和を図るため、野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正を行うことについて、パブリックコメントを実施する。
- →今回の改正は、基準の緩和ということであるが、法第 34 条第 11 号に基づく指定区域のエリアを 広げるという考えは。
  - →今のところそのような考えはない。
- →緩和された後の運用基準の活用について、積極的に実現できるよう仕向けをお願いしたい。

## 3. 次回部長会議の予定

10月10日(火)9時00分~ 庁議室

# 4. 閉会